



安全データシート

塩酸

作成日1996年 4月 1日

改定日2016年 6月 1日

1. 製品及び会社情報

製品名:	塩酸
会社名:	タイキ薬品工業株式会社
住所:	福岡市東区東浜一丁目9番4号
担当部門:	製造部 技術製品企画室
電話番号:	092-641-5736
FAX番号:	092-641-4440
メールアドレス:	info@taiki-y.co.jp
緊急連絡先:	092-641-5736
推奨用途及び使用上の制限:	調味料(アミノ酸液、グルタミン酸ソーダ)の製造、デンプンの糖化、塩化物等の無機薬品の製造、染料、香料、農薬全般、医薬、医薬中間体、金属防錆・防蝕剤、人工皮革、合成中間体、ロウ付彫刻、ブドウ糖、シロップの製造、後処理用骨炭の再生、起寒剤、蚕種フ化用、試薬
整理番号:	SDS-2000

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理的及び化学的危険性:

火薬類	分類対象外
可燃性・引火性ガス	分類対象外
可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
支燃性・酸化性ガス	分類対象外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	区分外
可燃性固体	分類対象外
自己反応性化学品	分類対象外
自然発火性液体	区分外
自然発火性固体	分類対象外
自己発熱性化学品	区分外
水反応可燃性化学品	分類対象外
酸化性液体	区分外
酸化性固体	分類対象外
有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性物質	区分1
急性毒性(経口)	区分4
急性毒性(経皮)	区分外
急性毒性(吸入:ガス)	区分4
急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない
急性毒性(吸入:粉塵、ミスト)	区分4
皮膚腐食性・刺激性	区分1
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	区分外
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	区分外
生殖毒性	分類できない

人の健康に対する有害性

環境に対する有害性	特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)	区分1(呼吸器系)
	特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)	区分1(呼吸器系、歯)
	吸引性呼吸器有害性	区分1
	水生環境急性有害性	区分1
	水生環境慢性有害性	区分外
	オゾン層への有害性	分類できない

ラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

金属腐食のおそれ
 飲み込むと有害
 吸入すると有害
 重篤な皮膚の薬傷・目の損傷
 重篤な目の損傷
 臓器(呼吸器系)の障害
 長期または反復暴露による臓器(呼吸器系)、歯の障害
 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
 水生生物に非常に強い毒性

注意書き:

【安全対策】

適切な呼吸用保護具を着用すること。

適切な保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

使用中に吸入されうる粒子が発生するかもしれない場合は、ミストを吸入しないこと。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

取扱い後はよく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

環境への放出を避けること。

【応急処置】

飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

皮膚又は毛に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

吸入した場合:被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

目には入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

皮膚に付着した場合、目に入った場合、飲み込んだ場合、吸入した場合は、直ちに医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

【保管】

施錠して保管すること。

容器を密閉して換気の良いところで保管すること。

【廃棄】

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

GHS分類に該当しない他の危険有害性:

多くの金属を腐食して水素ガスを発生し、空気と混合して引火爆発することがある。

重要な徴候:

眼、皮膚、気道に対して腐食性を示し、高濃度のガスを吸入すると、肺気腫を起こすことがある。この物質は肺に影響を与え、慢性気管支炎を生じることがある。又歯を侵食することがある。

3. 組成及び成分情報

物質

単一製品・混合物の区別:	混合物(水溶液)
化学名又は一般名:	塩化水素水溶液
別名:	塩化水素酸

成分名	wt/wt%	化学式	官報整理番号	CAS No.
塩化水素	0.5-36	HCl	(1)-215	7647-01-0
水	64-99.5	H ₂ O	対象外	7732-18-5
合計	100			

GHS分類に寄与する不純物及び安定化添加物:

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合:

被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、衣服、ネクタイ、ベルトなどをゆるめ、毛布などで保温して安静にする。鼻をかませ、うがいさせる。意識が明瞭なときは、卵白、牛乳や大量の水を飲ませ、直ちに医師の診察を受ける。その間、呼吸が停止、あるいは弱い場合には、状況に応じて人工呼吸を行う。

有害性が高いので、介護救助者自身も暴露されないよう注意する。

また嘔吐がある場合は、頭を横向きにして窒息に注意する。

症状は遅れて現われることがある。

皮膚に付着した場合:

汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる

直ちに清浄な多量の水または適温の水を流しながら洗浄する。

必要に応じて石鹸などを用いて十分に洗い落とす。

その場で痛みなどの症状がなくても、障害が遅れて現れることがあるので、必ず医師の診察を受けること。

汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

目に入った場合:

直ちに清浄な流水で15分以上洗浄した後、医師の診察を受ける。

洗浄の際には、まぶたを開いて眼球のすみずみまで水が行き渡るようにする。寸秒でも早く洗眼を始め、入った物質を完全に洗い流す必要がある。

洗眼を始めるのが遅れると障害を増大させる恐れがある。

コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合:

水でよく口の中を洗浄し、多量に水を飲ませ、直ちに医師の診察を受ける。吐かせない。

予想される急性症状及び遅発性症状:

腐食性、灼熱感、咽頭痛、咳、息苦しさ、息切れ、発赤、痛み、水泡、重度の皮膚熱傷、重度の熱傷、腹痛、ショック又は虚脱。

最も重要な兆候及び症状:

情報なし。

応急措置をする者の保護:

救助者は、状況に応じて適切な手袋やゴーグルなどの保護具を着用する。

医師に対する特別注意事項:

肺水腫の症状は2~3時間経過するまで現われない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。

5. 火災時の措置

消火剤:

この製品自体は、燃焼しない。

周辺の火災時は粉末消火薬剤、AFFF(水溶膜泡消火薬剤)、泡消火薬剤、二酸化炭素、ハロゲン化合物、土砂、炭酸ソーダ、棒状水、霧状水。

使ってはならない消火剤:

データなし。

火災時の特有の危険有害性:

加熱により容器が爆発するおそれがある。

刺激性、毒性、又は腐食性のガス及びフェームを放出する。

各種の金属を腐食して水素ガスを発生し、空気と混合して引火爆発することがある。

特有の消火方法:

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

容器、周囲の設備などに散水して冷却する。

周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。

消火を行う者の保護:

消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

消火活動は、可能な限り風上から行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

作業者は適切な保護具(『8. 暴露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガス、フュームの吸入を避ける。

直ちに、漏出した場所の周辺に適切な距離を置きロープを張るなどして、漏洩区画として隔離する。

関係者以外の立入りを禁止する。

適切な保護衣を着けていないときは、破損した容器や漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

風上に留まる

低地から離れる。

環境に対する注意事項:

この物質を環境中に放出してはならない。

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

回収、中和:

付着物、回収物などは、関係法規に基づき速やかに処分する。

(少量)漏えいした液は乾燥した土砂等に吸着させて取り除くか、漏洩物を密閉できる空容器に回収し、後で廃棄処理する。

又は、ある程度水で徐々に希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。

(多量)漏えいした液は乾燥した土砂等でその流れを止め、これに吸着させるか、又は安全な場所に導いて、遠くから徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。

おがくず他可燃性吸収物質に吸収させてはならない。

直接中和剤を散布すると発熱し、酸が飛散することがある。

封じ込め及び浄化方法と機材:

危険でなければ漏れを止める。

二次災害の防止策:

すべての発火源や可燃性物質を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

衝撃、静電気にて火花が発生しないような装置、材質の用具を用いる。

着火した場合に備えて、適切な消火器を準備しておく。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

多くの反応により火災や爆発を生じることがある。塩基、可燃性物質、酸化剤、還元剤、水と接触すると、火災や爆発の危険性がある。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策:

この物質中に水を注いではならない。溶解または希釈する時は必ず水の中にこの物質を徐々に加えること。

水と急激に接触すると多量の熱を発生し、酸が飛散することがある。水で薄めて生じた希塩酸は、各種の金属を腐食して水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。

『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気:

『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行なう。

安全取扱注意事項:

空気中の濃度を暴露限度以下に保つ為に排気用の換気を行うこと。

接触及びフューム吸入又は飲み込まないこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後は、手、顔などをよく洗うこと。

引火性物質との接触禁止。可燃性物質との接触禁止。

取扱いは、換気の良い場所で行い、漏れ、あふれ、飛散しないよう注意し、みだりに蒸気を発生させない。

保護具や器具類などは耐食性のものを用いる。

周辺での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。

静電気対策を行い、作業衣、安全靴は導電性のものを用いる。

取扱い機器や設備などは防爆型を用いる。

適切な保護具を着用し、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れたりしないようにする

接触回避:

『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管

技術的対策:

保管場所には貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

混触危険物質:

『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管条件:	容器を密閉して換気の良い涼しい所で保管すること。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。 施設して保管すること。 可燃性物質、還元性物質、強酸化剤、強塩基、食品や飼料、混触危険物質から離して保管する。
容器包装材料:	消防法、毒劇法、船舶安全法、港則法、航空法、道路法などの法令に定めるところに従う。 破損しない包装、破損しやすい包装のものは密閉式の破損しない容器に入れる。 国連容器包装等級Ⅱ

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度:	作業環境評価基準に設定されていない。 (平成7年3月27日労働省告示26号)
許容濃度 (暴露限界値、生物学的暴露指標):	
日本産衛学会(2012年版):	勧告値 5 ppm (上限値) (7.5 mg/m ³)
ACGIH(2010年版):	時間加重平均(TWA) 設定なし。 短時間暴露限界(STEL) 2ppm (上限値)
OSHA PEL 8H:	時間加重平均(TWA) 5 ppm (7 mg/m ³)
設備対策:	気中濃度を推奨された管理濃度以下に保つために、作業者が直接暴露されないよう、できるだけ工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を設ける。 装置や薬品の移送に用いるホースなどは耐食性や耐熱性など耐久性のあるものを用いる。 高熱取り扱いで、工程でガスが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つ為に換気装置を設置する。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には、洗眼器と安全シャワーを設置すること。
保護具	
呼吸器の保護具:	暴露の可能性があるときは、防毒マスク、空気呼吸器、送気式マスク等。
手の保護具:	耐油性(不浸透性)、保護手袋。(ネオプレンが推奨される。)
眼の保護具:	保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)顔面シールド。
皮膚及び身体の保護具:	保護衣。不浸透性保護前掛け、長靴等。
衛生対策:	ミストの発生を防ぐ。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 あらゆる接触を避け、取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など:	常温で無色または淡黄色の液体
臭い:	刺激臭
pH:	1以下
融点:	-66°C(35%)
凝固点:	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲:	約 105~63°C
引火点:	不燃性
爆発範囲:	不燃性
蒸気圧:	1.41kPa(20°C、濃度30%)、0.13kPa(146°C)0.0067Pa(25°C)
蒸気密度(空気 = 1):	
比重(密度):	約 1.049~1.1858
溶解度:	水と混和する。 有機溶媒:エタノール、エーテルに可溶。
オクタノール/水分配係数:	Log Pow=0.54
自然発火温度:	不燃性

分解温度:	データなし
臭いのしきい(閾)値:	データなし
蒸発速度(酢酸ブチル = 1):	データなし
燃焼性(固体、ガス):	該当しない
粘度:	データなし

10. 安定性及び反応性

安定性:	各種の金属を腐食して水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。 塩基、可燃性物質、酸化剤、還元剤、水と接触すると、火災や爆発の危険性がある。
危険有害反応性可能性:	強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と反応する。 強酸であり、塩基と激しく反応し、ほとんどの普通金属に対して腐食性を示して引火性/爆発性気体(水素)を生成する。 水、有機物と激しく反応して熱を放出する。
避けるべき条件:	混蝕危険物との接触。
混蝕危険物質:	酸化剤、塩基、金属との接触。
危険有害性のある分解生成物:	塩素、水素。

11. 有害性情報

<本銘柄に関する情報が無いため、塩化水素の情報を主に記載する。>

急性毒性(経口):	塩化水素ガス:ラット LD50 = 238~277 mg/kg、700 mg/kg (SIDS (2009))より、毒性の強い方の値(前者)の値をつなぎの原則で当該製品濃度に換算した結果、区分4とした。
急性毒性(経皮):	ウサギ LD50 > 5010 mg/kg (SIDS (2009))に基き区分外とした。
急性毒性(吸入:気体):	塩化水素ガス:ラット LC50 = 4.2, 4.7, 283 mg/L/60min(SIDS (2009))から、換算後の統計計算により得られた 1411 ppm の値をつなぎの原則で当該製品濃度に換算した結果、区分4とした。なお、計算値が使用したデータの最低値より小さくなったため、データの最低値 4.2 mg/L(4 時間 ppm 換算値 1411 ppm) が採用されている。
急性毒性(吸入:粉塵・ミスト):	塩化水素ガス:エアゾールのデータ、ラット LC50 = 1.68 mg/L/1h(SIDS (2009))。この値の 4 時間値 0.42 mg/L の値をつなぎの原則で当該製品濃度に換算した結果、区分4とした。
皮膚腐食性・皮膚刺激性:	ウサギを用いた皮膚刺激性試験で、1~4 時間曝露により濃度次第で腐食性が認められていること(SIDS(2009))、マウスあるいはラットに5~30分曝露により刺激性および皮膚の変色を伴う潰瘍が起きていること(SIDS(2009))、またヒトでも軽度~重度の刺激性、潰瘍や薬傷を起こした報告もある(SIDS(2009))。以上より、本物質は腐食性を有すると考えられるので区分1とした。
眼に対する重篤な損傷・刺激性:	皮膚腐食性で区分1に分類されている。眼の損傷・刺激性に関してはすべて本物質の水溶液である塩酸曝露による。ウサギを含め複数の動物試験の結果、眼に対する重度の刺激または損傷性、腐食性を示すとの記述があり(SIDS(2002))、また、ヒトにおいても永続的な損傷や失明のおそれが記載されている(SIDS(2002))ので区分1とした。なお、EU分類ではG、R34に分類されてる。
呼吸器感受性:	日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業性アレルギーの感受性化学物質の一つとしてリストアップされているので区分1とした。なお、ヒトで塩化水素を含む清掃剤に曝露後気管支痙攣を起こし、1年後になお僅かの刺激により喘息様症状を呈したとの報告がある(ACGIH(2003))。
皮膚感受性:	モルモットの Maximization Test およびマウスの Ear Swelling Test での陰性結果(SIDS(2009))に加え、50人のヒトに感受誘導後10~14日に適用した試験において誰も陽性反応を示さなかった報告(SIDS(2009))があり、区分外とした。
生殖細胞変異原性:	In vivo 試験のデータがないため分類できない。なお、Ames 試験では陰性、in vitro 染色体異常試験では低pHに起因する偽陽性が得られている(SIDS(2009))。
発がん性:	IARCによるGroup 3(1992年)、ACGIHによるA4(2003年)の分類に基づき区分外とした。なお、ラットあるいはマウスの発がん性試験では発がん性を

示唆する証拠はなく(SIDS(2009))、ヒトの疫学調査でも多くはがん発生と塩化水素曝露との関係に否定的である(IARC 54(1992)、PATTY(5th, 2001))。

生殖毒性: データはすべてラットまたはマウスの妊娠期に投与した試験であり、児動物の発生に及ぼす悪影響は認められていない。しかし、親動物の交配あるいは妊娠前投与による性機能または生殖能に対する影響については不明であるので、データ不足のため「分類できない」とした。

特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露): ヒトで吸入曝露により呼吸困難、喉頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。(DFGOT vol.6(1994)、PATTY(5th, 2001))、(IARC 54(1992)、ACGIH(2003))。また、動物試験では粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気管支に形態的傷害を伴う毒性影響がガイダンス値の区分1の範囲で認められている(ACGIH(2003)、SIDS(2009))。以上のヒトおよび動物の情報に基づき区分1(呼吸器系)とした。

特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露): ヒトで反復曝露を受け侵食による歯の損傷を訴える報告が複数あり(SIDS(2002)、EHC 21(1982)、DFGOT vol.6(1994)、PATTY(5th, 2001))、さらに慢性気管支炎の発生頻度増加も報告されている(DFGOT vol.6(1994))。これらの情報に基づき区分1(歯、呼吸器系)とした。

吸引性呼吸器有害性: 塩化水素は気体であるため GHS 分類対象外であるが、塩酸(塩化水素水溶液)の蒸気に暴露したり、飲み込んだ塩酸を吸引した場合には化学性肺炎を起こす可能性がある。[区分1]

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性: 甲殻類(オオミジンコ)の 48 時間 EC50=0.492mg/L(SIDS, 2005)他から、区分1とした。

水生環境慢性有害性: 水溶液が強酸となることが毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和されるため、区分外とした。

オゾン層への有害性: 当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていないため。
 <本銘柄に関する情報が無いため、塩化水素の情報を記載する>
 <塩化水素>

生態毒性

魚毒性:	マス	LC ₁₀₀	10mg/L	24 時間
	ブルーギル	LC ₅₀	3.6 mg/L	48 時間
	金魚	LC ₅₀	178 mg/L	
その他	イソガニ	LC ₅₀	240 mg/L	48 時間
	オオミジンコ	LC ₅₀	0.492 mg/L	48 時間

残留性/分解性: 知見なし
生体蓄積性: 知見なし
土壌中の移動性: 知見なし
他の有害影響:

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物: 適切な保護具を着用する。
 毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準に従って処理する。
 (1)中和法
 徐々に石灰乳などの攪拌溶液に加え中和させた後、多量の水で希釈して処理する。
 保健衛生上危害を生じる恐れがないようにする。
 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
 空容器を処分する時は、内容物を完全に除去した後に行う。
 処理施設がないなどの理由で廃棄できない場合は、都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装: 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
国連番号:	UN1789
品名(国連輸送品名):	塩酸
国連分類:	Class 8
容器等級:	Packing Group II
海洋汚染物質:	該当

国内規制

陸上規制情報	毒劇法・道路法の規定に従う。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	航空法の規定に従う。
特別の安全対策	輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 重量物を上積みしない。 移送時にイエローカードの保持が必要。 他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。 他の危険物のそばに積載しない。
緊急時応急措置指針番号	157

15. 適用法令

法律名	法規区分名	適用条件
労働安全衛生法:	特定化学物質第3類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号)【3 塩化水素】	含有する製剤その他の物。ただし、含有量が重量の1%以下のものを除く。(特化則別表第2)
	腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)【塩酸】	
	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9)【98 塩化水素】	0. 1重量%以上を含有する製剤その他の物(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)
	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号・別表第9)【98 塩化水素】	0. 2重量%以上を含有する製剤その他の物(安衛則第30条・別表第2)。運搬・貯蔵中に固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物であって、令別表第一に掲げる危険物、可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物並びに皮膚に対して腐食の危険を生じるものでないものを除く。
毒物及び劇物取締法:	劇物(指定令第2条) 16 塩化水素を含有する製剤。	製剤。10%以下を含有するものを除く
麻薬及び向精神薬取締法:	麻薬向精神薬原料(法別表第4(9)、指定令第4条)【3 塩酸】	塩化水素10%を超える含有物(法別表4(10)、則別表3)
大気汚染防止法:	特定物質(法第17条第1項、政令第10条)9塩化水素 排出規制物質(有害物質)(法第2条第1項3、政令第1条) 2塩化水素	排気 排気
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)5 塩化水素	
海洋汚染防止法:	有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)31塩酸	
航空法:	腐食性物質(施工規則第194条危険物告示別表第1) 国連番号1789塩酸	

船舶安全法:	腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)国連番号 1789塩酸	
港則法:	その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第1 2条、危険物の種類を定める告示別表)【2又 塩酸】	危規則・容器等級Ⅲのもの を除く
道路法:	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速 道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)【3 塩 酸】	製剤(10%以下を含有す るものを除く)、液体
外国為替及び外国貿易法:	輸出貿易管理令第1の16の項(2) HS2806 塩化水素 (塩酸) 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認) 21の3項9 塩酸	10%超、総価額30万円超
労働基準法:	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条・別表 第1の2第4号1・昭和53労告36号)塩酸	

※消防法の貯蔵等の届出を要する物質に塩化水素(塩酸)の規定がありますが、弊社製品は全て濃度 36%以下であり、非該当
です。

法令根拠…(法第9条の3・危険物令第1条の10六別表2-18・平元省令2号第2条)【12 塩化水素を含有する製剤(塩化水
素36%以下を含有するものを除く。】

16. その他の情報

参考文献

- 1) 日本ケミカルデータベース(株) 化学物質法規制検索システム
- 2) (社)日本化学工業協会 [改訂第2版]緊急時応急処置指針 容器イエローカード(ラベル方式)への適用
- 3) 薬品新聞社 化学品取引要覧(2001年版)
- 4) 国立環境研究所ホームページ、化学物質データベース(<http://w-chemdb.nies.go.jp/>)
- 5) 国立医薬品食品衛生研究所(NIHS) 国際化学物質安全性カード(ICSC) (<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)
- 6) 神奈川県環境科学センター 化学物質安全情報提供システム (<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp>)
- 7) 2012年版16112の化学商品 化学工業日報社
- 8) 独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質総合検索システム GHS分類結果データベース
(<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>)
- 9) 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター(<http://www.jaish.gr.jp/>)
- 10) 化学工業日報社 改訂第2版労働安全衛生法MSDS対象物質全データ
- 11) Syracuse Research Corporation (<http://esc.syrres.com/interkow/interkow.exe?CAS=->)
- 12) 大学病院医療情報ネットワーク 中毒データベース検索システム
(<https://endai.umin.ac.jp/cgi-open-bin/hanyou/lookup/search.cgi?parm=poison>)
- 13) 日本ソーダ工業会、MSDS (<http://www.jsia.gr.jp/msds.html>)

記載内容は、現時点で入手できた資料、情報、データ等にもとづいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危
険・有害性等のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。

また、注意事項は通常の実施を前提としたものなので、特殊な取扱いの場合には、その用途・用法に適した安全対策
を実施の上、ご利用ください。